

学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書

氏 名 (男・女)

生年月日 西暦 年 月 日生まれ

☐ 下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、 月 日以降の登校・登園が可能であると判断しました。

第1種感染症 ☐ () [治癒]

第2種感染症 ☐ インフルエンザ(A型・B型) [発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、

かつ、解熱した後2日(ただし幼児は3日)を経過するまで]

☐ 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) [発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで]

☐ 麻疹 [解熱後3日経過] ☐ 風しん [発疹消失]

☐ 水痘 [すべての発疹の痂皮化] ☐ 咽頭結膜熱 [主要症状消褪後2日経過]

☐ 流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日経過し かつ全身状態が良好]

☐ 百日咳 [特有の咳が消失 または 5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了]

☐ 結核 [感染のおそれなし] ☐ 髄膜炎 菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]

第3種感染症 ☐ 流行性角結膜炎 ☐ 急性出血性結膜炎

[感染のおそれなし] ☐ 腸管出血性大腸菌感染症(*) (*) 便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である。

☐ コレラ ☐ 細菌性赤痢 ☐ 腸チフス ☐ パラチフス

◆第3種その他の感染症 ☐ ①～④は、出席停止により感染拡大防止効果があるもの]

☐ ① A群溶血性連鎖球菌咽頭炎(溶連菌感染症)

☐ ② アデノウイルス感染症

☐ ③ 感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによるもの)

☐ ④ 急性細気管支炎(主としてRSウイルス感染によると考えられるもの)

[その他、個人の療養効果を重視した感染症]

マイコプラズマ感染症/異型肺炎・単純ヘルペス歯肉口内炎・帯状疱疹・ ()

☐ いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校・登園は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便	この24時間以内に複数回の嘔吐	原因不明の発しん
よだれを伴う口内痛・口内炎	発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛	
がんこな咳嗽	唾液腺の腫大	

[☐ その他の意見:]

医療機関名:

診察医師(診察した医師に限る):

西暦 年 月 日